

長歯発第148号
令和3年5月10日

会員様

一般社団法人 長崎県歯科医師会
新型コロナウイルス感染症対策本部
本部長 宮口 嶽

「令和3年度新型コロナ感染拡大防止・医療提供体制確保支援補助金」の申請について

謹啓 新緑の候益々ご清栄のこととおよろこび申し上げます。

さて、去る4月16日付け事務連絡（FAX送信）にてお知らせしておりましたとおり、令和2年12月15日から令和3年3月31日までの期間の感染拡大防止対策等に要する費用（補助上限額25万円）の補助申請に間に合わなかった医療機関に対する補助が実施されることが決定いたしましたので、改めてお知らせいたします。

今回の補助の対象経費は、令和3年4月1日から令和3年9月30日までにかかる新型コロナウイルス感染症に対応した感染拡大防止対策や診療体制確保等に要する経費で、対象になる内容は前回同様で今回の補助金額（上限額）も25万円となります。

申請書の提出期限は令和3年9月30日（当日消印有効）で、提出先は前回同様厚生労働省となり、前回の感染拡大防止対策等に要する費用（25万円）の申請に間に合わず補助を受けていない医療機関のみが対象となり、既に申請をされた医療機関は対象となりませんでのご注意ください。

つきましては、会員各位におかれましては、下記及び別紙をご参照に申請いただきますようお願いいたします。

なお、手書き用の申請書の様式（別紙2）も添付しておりますが、手書き申請の方が増加すると、審査時間が増大し、誤った申請をされた方には、場合によっては修正して再度提出いただく必要が発生することも考えられるため、可能な限り厚生労働省ホームページからダウンロード（本会ホームページにアップしています。）の上入力いただき、申請書の作成をお願いしたいことですのでよろしくお願ひいたします。

また、今回の申請は直接、国（厚生労働省）への申請となっており、紙媒体で郵送のみの申請となっております。（オンライン申請ではございません。）

敬具

記

1. 補助の対象となる医療機関等

補助の対象となる歯科医療機関は次の医療機関等です。

※「令和2年度新型コロナウイルス感染症感染拡大防止・医療提供体制確保支援補助金（25万円）による補助を受けていない医療機関等

- ・医療機関・薬局等

院内等で感染拡大を防ぐための取組を行う、保険医療機関、保険薬局、指定訪問看護事業者及び助産所（「令和2年度インフルエンザ流行期における新型コロナウイルス感染症疑い患者を受け入れる救急・周産期・小児医療機関体制確保事業」による補助を受けた医療機関を除く。）

2. 補助基準額（上限額）及び補助の対象経費

(1) 補助基準額（上限額）

補助基準額（上限額）は、以下の区分ごとに、それぞれ次に定める額となります。

- ・病院・有床診療所（医科・歯科） 25万円+5万円×許可病床数
- ・無床診療所（医科・歯科） 25万円

(2) 補助の対象経費

補助の対象経費については、令和3年4月1日から令和3年9月30日までにかかる新型コロナウイルス感染症に対応した感染拡大防止対策や診療体制確保等に要する次の経費です（従前

から勤務している者及び通常の医療の提供を行う者に係る人件費は除く。）。

- ・賃金、報酬、謝金、会議費、旅費、需用費（消耗品費、印刷製本費、材料費、光熱水費、燃料費、修繕料、医薬材料費）、役務費（通信運搬費、手数料、保険料）、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費

※感染拡大防止対策に要する費用に限らず、院内等での感染拡大を防ぎながら地域で求められる医療を提供するための診療体制確保等に要する費用について、幅広く対象となります。（昨年度実施された100万円、25万円の対象経費と同じです。）

※本補助金は令和3年度の補助金であり、令和2年度の経費は対象になりません。

3. 申請書の提出（別紙1及び別紙2）

(1) 提出期限 令和3年9月30日（当日消印有効）

(2) 提出方法 以下へ郵送してください。

住所：〒119-0397 銀座郵便局留

宛先：厚生労働省 新型コロナウイルス感染症感染拡大防止・医療提供体制確保支援補助金
担当 宛

(3) 提出書類

[申請する経費の支出が全て終わっている場合] （精算交付申請）

- ①交付申請書（第5号様式）
 - ②申請書の別紙
 - ③厚生労働省への請求書
- } 下記の厚生労働省ホームページから
ダウンロードして下さい。
- ④申請する経費に係る領収書等の支出額が分かるもの（写し）

[申請する経費の支出が終わっていない場合] （概算交付申請）

- ①交付申請書（第3号様式）
 - ②申請書の別紙
 - ③厚生労働省への請求書
- } 下記の厚生労働省ホームページから
ダウンロードして下さい。

※事後に事業実績報告が必要となりますので、領収書等の証拠書類は保管しておいてください。

※提出書類①～③は以下の厚生労働省ホームページに掲載されていますので、ダウンロードして記載（入力）してください。様式の「別紙」に必要事項を入力すれば、「第3号、第5号様式」及び「請求書」に自動転記されます。

URL:https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_17941.html

※長崎県歯科医師会ホームページのトップページ「トピックス」の部分に厚生労働省ホームページをアップしておりますので、ご利用ください。

○手書きの申請書を提出する場合は、別紙2の申請書様式をご利用ください。

4. 補助金の交付決定等

提出いただいた申請書については、補助対象となる医療機関等であるか等の審査を行います。審査の結果、補助金の交付を決定した医療機関等には「交付決定通知書」を郵送するとともに、請求書に記載の金融機関へ振込を行います。

5. 事業実績報告の提出（別紙3及び別紙4）

申請時に「申請する経費の支出が終わっていない場合」（概算交付申請）は、事業（支出）が終わった日から1か月以内又は令和4年4月10日のいずれか早い日までに事業実績報告書を提出してください。（申請時に【申請する経費の支出が全て終わっている場合】（精算交付申請）は、実績報告は不要です）

提出方法：以下へ郵送してください。

住所：〒119-0397 銀座郵便局留

宛先：厚生労働省 新型コロナウイルス感染症感染拡大防止・医療提供体制確保支援補助金
担当 宛

※交付決定通知と同封されている案内状の通知番号（左上記載）を封筒に記載して送付ください。

提出書類：

①事業実績報告書（第4号様式）

②実績報告書の別紙

③領収書等の支出額が分かるもの（写し）

※提出書類①～②は以下の厚生労働省ホームページに掲載されていますので、ダウンロードして記載（入力）してください。

URL：https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_17941.html

※長崎県歯科医師会ホームページのトップページ「トピックス」の部分に厚生労働省ホームページをアップしておりますので、ご利用ください。

○手書きの実績報告書を提出する場合は、別紙4の実績報告書様式をご利用ください。

6. 留意事項

(1) 本補助金により30万円以上(地方公共団体は50万円以上)の機械、器具及びその他の財産を取得した場合、当該財産を耐用年数より前に補助金の目的外に使用することや、譲渡、交換、貸付、担保、廃棄する場合には厚生労働大臣の承認が必要になり、内容によって補助の全部又は一部を返納いただくことになります。

耐用年数前に廃棄等を行う場合には、厚生労働省医政局医療経理室（電話：03-3595-2225）までご連絡ください。

(2) 令和3年度の消費税及び地方消費税の確定申告により、補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合は、令和5年6月30日までに第2号様式を厚生労働省へ提出してください。なお、補助金に係る仕入控除税額がある場合には、当該仕入控除税額を返納いただることになります。

※ 提出先：〒100-8916 東京都千代田区霞が関1-2-2厚生労働省医政局医療経理室宛
(電話番号) 03-3595-2225

(3) 同一の物品等に対して本補助金と他の補助金を重複して受けとることはできません。

(4) 本補助金の申請は、1回限りですので、申請漏れ等ないように確認をお願いします。

厚生労働省医政局医療経理室 医療経営支援課
(問合せ先)

厚生労働省医療提供体制支援補助金コールセンター
電話：0120-336-933（平日9:30～18:00）

（別 紙）

- ① 別紙1 令和3年度新型コロナ感染拡大防止・医療提供体制確保支援補助金「入力用申請書」
- ② 別紙2 同 「手書き用申請書」
- ③ 別紙3 同 「入力用実績報告書」
- ④ 別紙4 同 「手書き用実績報告書」

（以 上）